

小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、町内における木材需要の促進と町内経済の活性化を図るため、小国産木材等を使用して木材住宅を建築するもの等に対し、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成2年4月1日小国町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

(助成金交付対象要件)

第2条 助成金の交付の対象となる建築物は、町内に建築される住宅並びに木質バイオマス燃焼器（以下「燃焼器」という。）を設置する住宅とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 小国産木材等を使用するもの又は燃焼器を設置する工事であること。
- (2) 町内の製材業者から納入された木材製品若しくは町内から納入された燃焼器を使用するもの、又は町外から納入された木材製品若しくは燃焼器を使用し、町内建設業者が施工するものであること。
- (3) 新築及び増改築される住宅又は燃焼器を設置する住宅で、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が専ら居住の用に供する住宅であること。

(助成金交付対象経費)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、建築にかかる経費のうち、使用する木材製品の額及び燃焼器を設置する工事費（ただし、10万円を超えるものに限る）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成金交付の対象経費の20パーセント以内の額で次の各号に定める額を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 小国産木材を使用する工事にあつては50万円
- (2) 燃焼器を設置する工事にあつては10万円（ただし、新築及び増改築以外の場合は8万円）

(助成金の交付の申請)

第5条 申請者は、助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 助成金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 建築物の位置図、配置図及び平面図
- (3) 助成金交付対象となる木材製品及び燃焼機器の設置工事の見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(事業計画の変更)

第6条 申請者は、規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、助成金交付対象経費の20パーセント以下の減額の場合は、この限りでない。

(実績報告)

第7条 申請者は、住宅の建築が完了したときは、建築完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定による事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 完成写真
- (3) 木材製品の納品伝票又は燃焼器の請求書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

小国町長

殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

— —
(※) 氏名を自署してください。

本人が自署しない場合は、記名押印してください。

小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金交付申請書

年度において、小国町木材製品利用住宅建築奨励助成事業について、小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金 円を交付されるよう、小国町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第2号)
- (2) 建物の位置図、配置図及び平面図
- (3) 助成金交付対象となる木材製品及び燃焼器の設置工事の見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号

1 申請者		
2 住所	小国町大字	
3 建築の種類	(1) 新築 (2) 増改築 (3) 木質バイオマス燃焼器設置	
4 建築地の所在	小国町大字	
5 規模	(1)敷地面積 m ² (坪) (2)建築面積 m ² (坪) (3)階数 階 (4)延床面積 m ² (坪)	
6 施工方法	(1) 在来工法 (2) その他 ()	
7 施工者	住所	
	氏名	
8 製材業者	住所	
	氏名	
9 燃焼器設置業者	住所	
	氏名	
10 助成金交付対象経費 (a)	① 木材製品 円・・・ a - 1 ※1 × {() / } = 円 ② 燃焼機器設置工事 円・・・ a - 2	
11 助成金の額 (千円未満切捨)	① 木材製品 a - 1 × 0. 2 = 円 助成金額 円 (限度額 500, 000 円) ② 燃焼機器設置工事 a - 2 × 0. 2 = 円 助成金額 円 (限度額 100, 000 円又は 80, 000 円) ①+②= 円※2	
12 工期 (予定)	(着工) 年 月 日 ~ (完成) 年 月 日	
13 摘要	※1 建築する住宅の構造： 木造 一部 助成対象外面積 (車庫等居住の用に供しない部分) 用途 面積 m ² 車庫等居住の用に供しない部分を有する場合、 対象木材代金合計額 × {(総面積 - 対象外面積) / 総面積} で算出 ※2 燃焼器設置工事の助成金額の限度額は、新築及び増改築の場合は 100, 000 円、それ以外 (リフォーム等) の場合は 80, 000 円	

年 月 日

小国町長

殿

申請者 住 所
氏 名

(※) 氏名を自署してください。

本人が自署しない場合は、記名押印してください。

小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金計画変更承認申請書

年 月 日付け地整発第 号をもって助成金交付決定のあった小国町木材製品利用住宅建築奨励助成事業の実施について、下記のとおり計画を変更したいので小国町補助金等の適正化に関する規則第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

年 月 日

小国町長

殿

申請者 住 所
氏 名

(※) 氏名を自署してください。

本人が自署しない場合は、記名押印してください。

小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金実績報告書

年 月 日付け地整発第 号をもって小国町木材製品利用住宅建築奨励助成金の交付の決定の通知があった小国町木材製品利用住宅建築奨励助成事業について、小国町補助金等の適正化に関する規則第 14 条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書 (様式第 2 号)
- (2) 完成写真 (上棟・完成写真)
- (3) 木材製品の納品伝票の写し
- (4) 領収書の写し又は受領証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類